

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」第12回会合

論点整理（案）

目次

第1章 本懇談会開催までの経緯

- 1 地上デジタルテレビジョン放送の完全移行に伴う周波数の再配分
- 2 新たな放送用の周波数の割当て
- 3 本懇談会の目的等

第2章 メディア環境の動向

- 1 2011年頃におけるメディア環境
- 2 実現する放送
- 3 サービスの定義の在り方
- 4 あまねく受信義務

第3章 割当て周波数帯域の検討

- 1 サービスごとに必要な周波数帯域
 - (1) 複数のチャンネルの割当ての要否
 - (2) 専用の周波数の割当て
- 2 V-L O W、V-H I G Hの割当て方針
- 3 その他の留意事項

第4章 新たな周波数割当て方法の検討

- (1) 「全国向け放送」の扱い
- (2) 「地方ブロック向け放送」の扱い

第5章 制度の検討（参入関係）

- 1 参入の枠組み（いわゆるハードとソフト）
 - (1) ソフト事業の在り方
 - (2) ハード事業の在り方

2 出資規制

- (1) 放送局に係る表現の自由享有基準
- (2) 外資規制
- (3) その他の出資規律

第6章 制度の検討（事業規律）

- 1 番組関係規律
 - (1) 番組規律
 - (2) サイマル放送の是非
 - (3) 公共的役割
- 2 番組関係規律以外
 - (1) 有料放送・無料放送の別
 - (2) 事業規律
 - (3) 利用者の保護
 - (4) 端末の普及の施策

第7章 技術方式の検討

- 1 前提とする技術方式
- 2 基本的考え方
- 3 複数の技術方式で放送が提供されることの是非
- 4 マルチメディア放送の技術方式として適当なもの

第8章 スケジュール（別途）

第1章 本懇談会開催までの経緯

1 地上デジタルテレビジョン放送の完全移行に伴う周波数の再配分

- ◇ 地上デジタルテレビジョン放送は2003年に開始され、2011年にはデジタル放送への移行が終了する。これにより、サイマル放送として実施されてきた地上アナログテレビジョン放送が停止され、VHF及びUHF帯の一部の周波数が空き周波数となる。

2 新たな放送用の周波数の割当て

- ◇ 平成19年（2007年）6月27日、情報通信審議会は、
 - － 「地上デジタルテレビジョン放送のデジタル化により空き周波数となるVHF帯の90-108MHz及び170-222MHz並びにUHF帯の710-770MHzの周波数帯を、移動体向けのマルチメディア放送等の「放送（テレビジョン放送を除く。）」、安全・安心な社会の実現等のためにブロードバンド通信が可能な「自営通信」、需要の増大により周波数の確保が必要となる携帯電話等の「電気通信」、より安全な道路交通社会の実現に必要な「高度道路通信システム（ITS）」で使用できるようにすることが適当である旨、
 - － 具体的には、90-108MHz及び207.5-222MHzを「放送」用とすることが適当である旨の答申を行った。

3 本懇談会の目的等

- ◇ 本懇談会は、情報通信審議会の答申を踏まえ、携帯端末向けマルチメディア放送を念頭に「放送」用とされた周波数の利用について、事業化に向けたビジネスモデルや社会的役割の在り方、それを踏まえた制度的・技術的課題についての検討を行い、2011年以降速やかにサービスが提供されるよう制度環境の整備に資することを目的として、平成19年8月に発足した。

第2章 メディア環境の動向

1 2011年頃におけるメディア環境

- ◇ 将来のメディア環境を見通すことは不確定要素が多く一般に困難であるが、2011年頃については例えば次のような状況が考えられる。
 - － 放送については、完全デジタル化が完了。地上テレビジョン放送やBSに加え、CSやCATVについてもHD放送が主流となる等、高品質化が進展。チャンネル数についてもBS等で多チャンネル化が図られる。移動体向けについては、ワンセグ放送が普及し、いわゆる独立利用の進展から多様化が進むが、チャンネル数については、基本的に現在と同じ。
 - － 通信については、固定系では高品質な動画サービスが一般的となり、移動系（モバイル）では、現在の音声・インターネット中心の利用に加えて、動画等のコンテンツ配信に対するニーズが高度化・多様化するとともに、そうしたニーズを受け入れるネットワーク・端末の素地が概ね完成。

2 実現する放送

- ◇ 懇談会での検討に当たっては、
 - － 2011年頃のメディア環境を前提とし、中長期的視野に立つこと、
 - － 「放送」に対する視聴者ニーズを満たし、事業性が確保できるものとする事、
 - － 「文化・社会への貢献」「産業の振興・発展」「コンテンツ市場の拡大」「地域社会の発展」「国際競争力の強化」といった目的・理念の実現を念頭におくこと、等を基本的視点とした。
- ◇ 新たな放送に対する視聴者のニーズや、関係する事業者の考え方をできる限り踏まえた検討を行うため、パブリックコメントを実施し、意見を提出した者（事業参入を考えている者、メーカー等）や視聴者団体、メディア関係者から、直接ヒアリングを行いつつ、検討を進めてきた。
- ◇ その過程で、例えば、次のような視点が示された。
 - ・ 固定受信を前提とする「放送」の数は相当程度確保されていることから、移動受信を前提とする携帯端末に向けた「放送」を充実させることが考えられるのではないかと。
 - ・ 実際には、携帯電話が有力な端末になることや既に携帯電話向けに行われている情報配信サービスと関連したサービスとなることが考えられ、この点を踏まえた検討が必要ではないかと。
 - ・ 全国向けの放送に加え、地域向けの放送を実現することが必要ではないかと。
 - ・ こうした放送については、周波数の効率的な使用に資することや、アナログTVの跡地に実現する放送であること等を踏まえ、デジタル方式を前提とすることが適当ではないかと。

等

◇ 以上のことを総合的に勘案すれば、次の3つの種類の放送を実現する方向で検討を進めることが適当ではないか。

実現する放送	デジタル新型コミュニティ放送	全国向けマルチメディア放送	地方ブロック向けデジタルラジオ放送
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現存するニーズにまずは適切に対応することが必要。 ○ すべての市町村への画一的な割当ては不要であるが、ニーズのある地域について帯域幅を柔軟に割り当てるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 安定的なサービス提供を可能とする環境（広い帯域幅）が必要。 ○ できる限り柔軟なサービス提供を可能とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ できる限り柔軟なサービス提供を可能とすべき。
制度化の理念	<ul style="list-style-type: none"> ● 「地域振興」「地域情報の確保」 ● 「地域文化・地域社会への貢献」 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「国際競争力の強化」 ● 「産業の振興」 ● 「コンテンツ市場の振興」 ● 「通信・放送融合型サービスの実現」 ● 「新たな文化の創造」 ● 携帯端末向け放送サービスの先導的役割 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「地域振興」「地域情報の確保」 ● 「地域文化・地域社会への貢献」 ● 「既存ラジオのノウハウの活用」 ● 「通信・放送融合型サービスの実現」
ビジネスモデルのイメージ	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域ごとの情報伝達手段 ● アナログコミュニティ放送のデジタル版 ● 自治体やCATVとの連携 	<ul style="list-style-type: none"> ● 全国マーケットの多様な多チャンネルサービス ● 携帯電話サービスとの連携 ● 骨太なビジネスモデル ● 新たな公共的役割（コンテンツ振興、地域情報の全国発信、「外国人向け」等） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地方ブロックマーケットの多チャンネルサービス ● 「全国向け放送」の対抗軸（「地方ブロック」同士の連携等）
料金	無料放送中心	有料放送中心	無料放送・有料放送
受信エリア	電波の届く限り	FM程度（約9割の世帯をカバー） （例えば5年以内の実現を目標）	FM程度 （例えば5年以内の実現を目標）
サービス内容	リアルタイム中心 音声中心（映像あり）	リアルタイム・ダウンロード マルチメディア	リアルタイム中心（ダウンロードもあり） 音声・映像・テキスト 等
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域情報中心 ・ 災害時放送等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門的コンテンツ中心（「ニュース」「スポーツ」「音楽」等） ・ 従来にはないコンテンツ（「ゲーム」「エンジニアリング」「地図」等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般向け情報中心 ・ アナログラジオのサイマル放送あり ・ 災害時放送等 ・ ITS等

3 サービスの定義の在り方

□ サービスの定義

- ◇ マルチメディア放送を実現し必要な規律を定めるためには、まず、その放送自体の定義を定めることが必要となる。
- ◇ この定義については、前述の3つの種類の放送（「全国向け放送」、「地方ブロック向け放送」、「新型コミュニティ放送」）とも、事業者の創意工夫により、「映像・音響・データ」、「リアルタイム・ダウンロード」といったサービスを自由に組み合わせることを可能とする旨定めることが適当ではないか。
- ◇ 具体的な規律（規定振り）は、情報通信法制全体の枠組みの中で定められることとなるが、その場合には、国民にも分かりやすいことや、今後の技術の進展等に柔軟に対処できるように配慮することが必要ではないか。
- ◇ また、ダウンロードサービスが過度に増えることは、災害放送についての規律を定めること等との関係で、一定の配慮が必要ではないか。

<参考>

■ 現在の放送の仕組み

- ◆ 「テレビジョン放送」「ラジオ放送（中波放送、超短波放送）」はそれぞれ定義があり、テレビジョン放送は「瞬間的映像とそれに伴う音響」を、ラジオ放送は「音響」を放送することが義務づけられている。
- ◆ 平成19年（2007年）6月27日、情報通信審議会は、「地上デジタルテレビジョン放送のデジタル化により空き周波数となるVHF帯の90-108MHz及び170-222MHz並びにUHF帯の710-770MHzの周波数帯を、移動体向けのマルチメディア放送等の「放送（テレビジョン放送を除く。）」等に使用することが適当である旨、具体的には、90-108MHz及び207.5-222MHzを「放送」用とすることが適当である旨の答申を行った。

4 あまねく受信義務

□ サービスエリアにおける「あまねく受信」義務の在り方

- ◇ マルチメディア放送は、国民の携帯端末向けの新たな情報ニーズに応える放送であることから、基本的にはサービスエリア（放送対象地域）であまねく受信できるように努めることが要請される。このことは、「放送が国民に最大限保障されて、その効用をもたらす」という現行放送法を前提として、「放送用」に周波数が割り当てられた趣旨にも資すると考えられる。
- ◇ 他方、こうした要請を制度上確保することは、事業の円滑な立ち上げの支障にもなりかねないことから、この点について当懇談会では「全国向け放送」の事業参入を検討している事業者（3者）からのヒアリングを行いつつ、検討を進めた。
- ◇ ヒアリングの結果は、いずれの事業者においても事業開始の5年後の段階で、「現在のFMラジオの世帯カバー率（約90%）と同等以上のカバー率を確保できる」旨のものであった。
- ◇ これらを総合的に勘案すれば、マルチメディア放送については、サービスのより多くの国民への提供を明確化するため、従来の地上放送と同様にサービスエリア（放送対象地域）において、「あまねく受信」できるように努めることを制度的に確保することが必要ではないか。
- ◇ その上で、「開始5年後に90%の世帯カバー率を実現すること」を、例えば、事業参入の際の条件にすること等が適当ではないか。

<参考>

■ 現在の放送の仕組み

- ◆ 放送法は、放送の普及を確保するため、放送事業者に対して、放送があまねく受信できるように努めるよう規定し、地上テレビジョン放送（アナログ）は約100%、超短波放送は約89%、中波放送は約95%の世帯カバー率を確保している（いずれも民放）。

第3章 割当て周波数帯域の検討

1 サービスごとに必要な周波数帯域

(1) 複数のチャンネルの割当ての要否

- ◇ 「全国向け放送」と「地方ブロック向け放送」については、全国でのサービス展開が前提とされているため、S F Nの活用を前提として予備用のチャンネルが必要か否か、また必要な場合には何チャンネル程度の使用が必要かを検討することが必要となる。

ア 「全国向け放送」の扱い

- ◇ 「全国向け放送」についての現時点における参入希望者（マルチメディア放送企画L L C合同会社、メディアフロージャパン企画、モバイルメディア企画）は、いずれも本懇談会でのヒアリングにおいて、

- ・ 「一の周波数で5年後までに90%を超える世帯カバー率は可能」
- ・ 「S F N混信にはすべて対応可能」

としていることから、一のチャンネルのみを用いる方法により置局を行うことを前提としてはどうか。

- ◇ ただし、今後複数のチャンネルが必要であることが明らかとなった場合には、各事業者の使える帯域内でサービスを確保する義務を課すことや免許を取り消す等の措置を講ずることが適当ではないか。

イ 「地方ブロック向け放送」の扱い

- ◇ 「地方ブロック向け放送」は、地方ごとに異なる番組を放送するものであり、ブロック別に異なるチャンネルが必要である。ブロック内においては、周波数の有効利用の観点からは「全国向け放送」のように考えることもできるが、当該ブロックで用いるチャンネルでS F N混信が発生する場合には、他のブロックのチャンネルを用いることができる。こうしたことから、複数のチャンネルを割り当てることを前提としてはどうか。ただし、一のチャンネルで実現することを妨げるものではない。

(注1) 新たに割り当てることができる周波数帯域幅

- ◇ 今回割り当てられる周波数帯域幅は32.5MHz

(注2) SFNの利用について

- ◇ 周波数を有効利用しながらマルチメディア放送を実現するには、SFN (Single Frequency Network, 隣接するサービスエリアを単一の周波数でカバーするシステム) の活用は不可欠。SFNを活用しても、SFNがすべての地域で成立しなければ、予備用のチャンネルが必要となる。
- ◇ 一般に、予備用のチャンネルを多く設けるほど、ハード整備に要する投資額は少なくなる(トレードオフの関係)。
- ◇ 「全国」「地方ブロック」等を放送対象地域として、相当の世帯カバー率(例えば90%程度)を確保しようとする場合、
 - － SFNが成立しない地域が発生することを前提に、主として用いる周波数帯(チャンネル)のほか、予備用のチャンネルを用いる方法
 - － すべてのエリアにおいてSFNが成立することを前提として、一のチャンネルのみを用いる方法

が考えられる。

- ◇ 一のチャンネルのみを用いる方法は、周波数の利用効率が良い反面、投資費用・運転費用が相対的に高いこと、予期しないSFN混信が発生した場合には個別の無線局の調整等に対応するしかない等のデメリットがあり、これによって「全国」「地方」等の放送対象地域で90%程度以上の世帯カバー率が確保できるかどうかは、一概には判断できない。

(2) 専用の周波数の割当て

- ◇ 「全国向け放送」「地方ブロック向け放送」「新型コミュニティ放送」（注1）を比較すると、「新型コミュニティ放送」は、
 - ・ 地域の区割りが狭いため商業ベースに乗せることが困難であること、
 - ・ 面的に広くカバーすることが困難であり、そのために周波数を割り当てることは利用効率が悪いこと、
 - ・ 地域間の情報格差が生ずることのないよう「地域振興」「地域情報の確保」を確保するには「地方ブロック向け放送」が有用であること、から、まずは「全国向け放送」「地方ブロック向け放送」を実現するための周波数を確保することとしてはどうか。
- ◇ 「新型コミュニティ放送」については、複数の周波数の使用が想定される「地方ブロック向け放送」のネットワークが一応整備された段階で、その地方で用いていない周波数を用いて（注2）実現することとしてはどうか。

（注1）「新型コミュニティ放送」とは、従来のコミュニティ放送とは異なり、従来の放送対象地域より狭い地域での放送や、最大で半径10kmの範囲の地域での放送も可能とする。

（注2）ある地方ブロックで使用している周波数を、それとは異なる周波数を使用している地方ブロックの一部において、周波数の干渉を避けるよう出力を調整しつつ、重ね合わせるようにして利用する手法。周波数の有効利用に資することとなる。

2 V-LOW、V-HIGHの割当て方針

□ V-LOWとV-HIGHの割当て方針

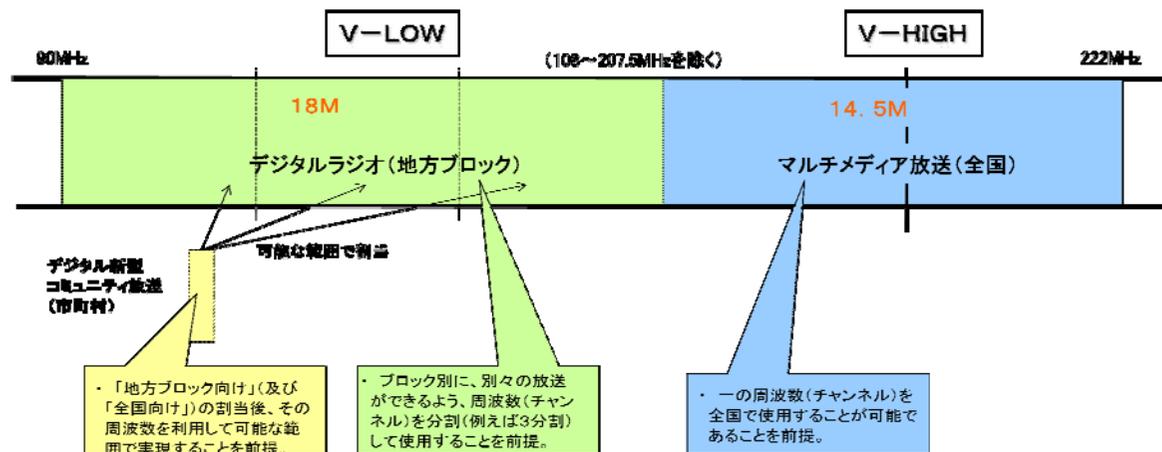
- ◇ 現時点で具体的な事業イメージを有している者の意見も念頭に置きながら検討することとしてはどうか。
- ◇ 次の理由から、「全国向け放送」をV-HIGHに、「地方ブロック向け放送」をV-LOWに割り当てることとしてはどうか。
 - － 「地方ブロック向け放送」を希望している多くの事業者が、V-LOWの使用を前提としていること
 - － 「全国向け放送」を希望している多くの事業者が、携帯電話向けを前提としてV-HIGHを使用するビジネスモデルを提唱していること
 - － 「地方ブロック向け放送」は、地方ごとに複数のチャンネルに分けて用いることが必要であるため、全国向けと比較して、より多くの周波数帯域幅を必要とすること

<参考1>V-LOWとV-HIGHの別

- ◆ 今回用いることができる周波数帯は、90-108MHz (V-LOW, 18MHz₀) 及び207.5-222MHz (V-HIGH, 14.5MHz₀)。

<参考2>V-LOWとV-HIGHの性格

- ◆ V-LOWとV-HIGHは、波長の長さ、アンテナの長さ、直進性、回り込みやすさ、スプラディックE層による悪影響等に相違があり、携帯電話を受信機とすることを考えた場合には、V-HIGHが使い勝手がよいといわれている。



3 その他の留意事項

□ サービスの柔軟性

- ◇ 事業者が希望する場合には、「全国向け放送」に割り当てた周波数により「全国向け放送」を行いつつ地方向けの放送を行うこと、逆に「地方ブロック向け放送」に割り当てた周波数により「地方ブロック向け放送」を行いつつ、地方ブロックの連携等により全国向けの放送を行うことができるようにすることが適当ではないか。

第4章 新たな周波数割当て方法の検討

□ 新たな周波数割当て方法の導入

(1) 「全国向け放送」の扱い

◇ これまでの地上放送は、県域放送を前提に同一の周波数を異なる地域で用いてきたことから、周波数の相互干渉を避けつつ、放送対象地域における「あまねく受信」が確保できるようにする等のため、国が、放送普及基本計画に沿って、割り当てる周波数、置局、電力等を定め、それに基づいて、個別の無線局の免許申請を処理する仕組みがとられてきた。

◇ 「全国向け放送」は、前述のとおり、一のチャンネルで行うことを前提とすることから、これまでの地上放送とは異なり、無線局の置局、電力等について、事業者の創意工夫を生かす仕組みを導入することが適当ではないか。

具体的には、移動系電気通信業務について導入されている認定計画制度を参考として、実現する放送（マルチメディア放送）について必要な条件、事項等を定めた方針を予め策定することとし、これに則した形で事業者が作成した置局計画について、国が比較審査を行うという仕組みを導入することが適当ではないか。

(2) 「地方ブロック向け放送」の扱い

- ◇ 「地方ブロック向け放送」は、周波数の利用について、
 - － 地方をどのように切り分けるか（例えば、どのくらいの数の県をブロックと扱うか）、
 - － チャンネルの繰り返し利用の前提をどのようにするか、等といった事項が申請する事業者の判断に委ねられること等から、「全国向け放送」と完全に同等の仕組みを導入することは困難ではないか。
- ◇ しかし、「地方ブロック向け放送」についても、
 - ① 一の者がすべての地方ブロックで「地方ブロック向け放送」を行おうとする場合又は全国の各地方ブロック毎の申請者が連携して申請する場合
 - ② 地方ブロックの定め方やその地方ブロック用の周波数（予備用の周波数を含む）の利用の条件を定め、地方ブロックごとに申請をさせる場合等を想定すれば、「全国向け放送」に準じた仕組みを導入することも考えられるのではないか。
- ◇ このような中で、具体的にどのような仕組みとするかは、今後検討していくべきではないか。

◇ なお、上記②の場合において、多くの地方ブロックで申請がなかった場合には、

ア 周波数の有効利用の観点から、申請があった地方ブロックでの放送も含めて「地方ブロック向け放送」をやめてすべて「全国向け放送」に改めて再度参入希望者を募集すること、

イ とりあえず申請があった地方について先行して処理をしてその他の地方は継続的に申請を待つこと、
等が考えられるのではないか。

◇ こうした制度の具体的内容については、今後、国民のニーズ、関係事業者の意向、メディア環境等を勘案して、更に検討を進めることが適当ではないか。

第5章 制度の検討（参入関係）

※ 議論の便宜上、「ハード事業者」「ソフト事業者」の文言を別々に用いるが、「ハードソフト一致」の制度を排除しているものではない。

1 参入の枠組み（いわゆるハードとソフト）

◇ 「全国向け放送」と「地方ブロック向け放送」は、いずれも携帯端末向けの放送ではあるが、地方情報の確保の在り方等が異なることから、ひとまず、個別に検討することが適当ではないか。

(1) ソフト事業の在り方

■ ソフト事業者の数を考える際において勘案すべき要素

◆ ソフト事業者の数を考えるに当たっては、相反する次の勘案要素がある。

一 多様なサービスを実現する等のためには、一のソフト事業者が、相当程度のチャンネルの「編成権」（個々のチャンネルの番組の「編集権」とこれらのチャンネルをどのように組み合わせるかという権限から構成される）を有する必要がある。

一 ①「放送」による表現の機会ができるだけ多くの者に確保されるようにする、②ソフト間での競争環境を確保する、といった観点からみると、多くのソフト事業者が確保されることが求められる。

① 「全国向け放送」のソフト事業者の数

- ◇ ダウンロードサービス等のこれまでに無い多様で、かつ、多チャンネルのサービスを実現するためには、一のソフト事業者が、まとまった帯域幅の編成権を有することが必要ではないか。

<参考>

例えば、簡易画像10ch程度をまとめたサービスを展開するためには、5MHz程度の帯域幅が必要となる。

- ◇ まとまった帯域幅の「編成権」を有する事業者を参入させつつ、放送の多元性や、当該編成権を有するソフト事業者間の競争環境を確保するためには、V-HIGHが14.5MHzあることからすれば、複数の事業者（例えば2事業者～4事業者程度）を前提とすることが適当ではないか。

② 「地方ブロック向け放送」のソフト事業者の数

◇ 「地方ブロック向け放送」についても、ソフト事業者間の競争環境の整備の必要性和新たなメディアとして多様なサービスを実現するためには、複数のチャンネルの「編成権」を有する複数のソフト事業者を前提とすることが考えられる。

他方、地方ブロック向け放送は、与えられた帯域幅を分割して地方ブロックごとの放送を行うことが必要なため、地域当たりでの実際のサービス提供に用いる帯域幅が「全国向け放送」に比べ、少ないことを踏まえるべきとも考えられる。

◇ このため、「地方ブロック向け放送」のソフト事業者の数については、新たな事業者の参加による活性化も視野に入れつつ、今後の状況を注視しながら、制度整備とあわせて更に検討を進めていくことが適当ではないか。

(2) ハード事業の在り方

① ハード投資のインセンティブ確保

- ◇ ハード投資のインセンティブ確保のためには、ハード事業者が主体的に使えるチャンネルを確保することが必要であることから、ハード事業者は（優先的に一定の範囲で）ソフト事業者になれる制度とするべきではないか。

② ハード事業者の数（詳細は別紙1参照）

③ 「地方ブロック向け放送」についての留意点（詳細は別紙1参照）

2 出資規制

(1) 放送局に係る表現の自由享有基準

- ◇ マルチメディア放送（「全国向け放送」「地方ブロック向け放送」等）は、希少性の高い地上放送の周波数を用いること等から、既存の放送事業者がこの分野に出資等することについて、一定の規律が必要でないか。
- ◇ 新たなメディアであること等を勘案すれば、既存の放送事業者による出資比率の上限を緩和することが考えられるのではないか。
- ◇ ただし、「全国向け放送」については、一のソフト事業者がまとまった帯域幅の編成権を有することにかんがみると、既にまとまった帯域幅を用いて広域で放送サービスを行っている事業者について一定の考慮をすることも考えられるのではないか。
- ◇ 「地方ブロック向け放送」に関しては、一の事業者が複数のブロックで参入することが可能となるよう措置することが適当ではないか。

<参考>

■ 現在の放送の仕組み

- ◆ 「放送」については、放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにするため、一の者によって所有又は支配される放送系の数を制限し、多元性、多様性、地域性の三原則の確保を図っている。
具体的には、一の者が二以上の放送事業者を所有又は支配できないことを原則とする規則をいう。ここで「支配」とは、放送事業者の放送対象地域が重複する場合は10%超議決権の保有とし、重複しない場合は20%超の議決権の保有を意味する。

(2) 外資規制

◇ 有限希少な電波利用の国内優先の考え方（外国人よりも日本人の利用を優先）、「放送」の持つ社会的影響力等から、現在と同様の外資規制を設けることが必要ではないか。

<参考>

■ 現在の放送の仕組み

- ◆ 電波法は、原則として、外国人、外国人が議決権の1/3以上を有する者等に対しては、無線局の免許を付与しないものとしている。放送局については、その割合を1/5以上とするとともに、議決権の算定について、直接出資に加えて間接出資も算入するものとしている。また、放送法に基づく委託放送事業者については、外国人、外国人が直接に議決権の1/5以上を有する者等に対しては、認定を行わないものとしている。

(3) その他の出資規律

◇ 今回実現しようとするサービス（「全国向け放送」「地方ブロック向け放送」）は、通信による情報配信サービスと類似した性格を有するが、あくまでも「新たな放送」サービスとして制度化し、通信による情報配信サービスとは異なる役割等が期待されることから、携帯電話事業者の出資について、特段の制約を設ける必要はないのではないか。

<参考>

- ◆ 2007年12月の広帯域移動無線アクセスシステムに対する周波数割当てにおいては、無線サービスの展開による市場の活性化を促進する観点から、割当てを受ける事業者に対する既存携帯電話事業者からの出資比率を1/3未満に制限した。

第6章 制度の検討（事業規律）

1 番組関係規律

(1) 番組規律

- ◇ マルチメディア放送は、従来の地上放送と同様に、「公衆」に対して送信するサービスであることから、まずは、従来の放送と同様の番組規律を設けることを基本とすることで良いのではないか。その上で、今後具体化する関係事業者のサービスイメージやこれについての視聴者の捉え方等も踏まえつつ、現在行われている通信・放送法制全体の見直しの枠組みの中でこうした番組規律についても検討を行うことが適当ではないか。
- ◇ なお、従来から地上放送の重要な役割の一つとされている災害時の放送（§ 6の2）については、今回のマルチメディア放送においても同様の規律を設けることが適当であるが、従来のアナログ放送との役割分担や、「地方ブロック」は従来の「県域」よりも広範囲であること等について、視聴者保護の観点から十分な検討を行うことが必要ではないか。

<参考>

■ 現在の放送の仕組み

- ◆ 放送法においては、「放送」について次の規律を課している（「テレビジョン放送」のみを対象とするものを除く。）。
 - ・ 番組準則（§3の2I、44I）（①公安及び善良な風俗を害しないこと、②政治的公平であること、③報道は事実をまげないこと、④意見が対立する問題は、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること 等国内放送の放送番組の編集に当たっての義務）
 - ・ 教育番組教育課程基準準拠（§3の2III）（学校向けの教育番組は、その内容が教育課程の基準に準拠するようにする義務）
 - ・ 番組基準の策定（§3の3）（放送番組の種別及び放送の対象とする者に応じて放送番組の編集の基準を定め、これに従って放送番組の編集をする義務）
 - ・ 放送番組審議機関（§3の4、51I）（放送番組の適正を図るため、放送番組審議機関を置く義務）
 - ・ 訂正放送等（§4）（真実でない放送により権利侵害を受けた者から請求があった場合等に、遅滞なくその真偽を調査し、虚偽の場合には訂正・取消放送を行う義務）
 - ・ 放送番組の保存（§5）（放送番組を放送後3か月間は保存しなければならない義務）
 - ・ 災害放送（§6の2）（国内放送を行うに当たり、暴風・豪雨・洪水・地震・大規模火事等の災害が発生した（するおそれがある）場合、その発生の予防又は被害の軽減のために役立つ放送をするようにする義務）
 - ・ 広告放送の識別のための措置（§51の2）（対価を得て広告放送を行う場合、広告であることが明らかに識別できるようにする義務）
 - ・ 候補者放送（§52）（選挙の候補者に政見放送等をさせた場合、その選挙の他の候補者から請求があった場合には、同等の条件で放送させる義務）
 - ・ 学校向けの放送における広告の制限（§52の2）（学校向けの放送番組を放送する場合、学校教育の妨げになると認められる広告をその放送に含めてはならない義務）

(2) サイマル放送の是非

- ◇ マルチメディア放送では、一部のチャンネルで既存の放送のサイマル放送が行われることも考えられるが、国民のニーズを反映した自由な事業展開を可能とするため、こうしたサイマル放送について特段の制約を設ける必要は無いのではないかと。
- ◇ ただし、そうしたものが過度に増えることはメディアとしての新規性の観点から好ましいことではないことから、そうしたことを防止するような方策を検討すべきではないかと。

(3) 公共的役割

- ◇ 「全国向け放送」については、原則、5MHz程度以上の周波数を用いたサービスを全国的に展開することが前提とされており、「地方ブロック向け放送」のように、地域別に異なる番組を提供するといった負担は課されないこと等から、一定の公共的役割を求めていくことが考えられるのではないかと。
- ◇ 例えば、次のようなことを期待できる枠組みを設けることが考えられるのではないかと。
 - ・ 地方情報の全国発信
 - ・ 外国人向けの放送サービス等の実現
 - ・ コンテンツ市場の活性化 等
- ◇ 「地方ブロック向け放送」についても、こうした公共的役割について検討することが必要ではないかと。

2 番組関係規律以外

(1) 有料放送・無料放送の別

- ◇ マルチメディア放送は、事業者による自由な事業展開を基本とすることから、「有料放送」「無料放送（広告放送）」の選択は、原則として事業者に委ねることが適当ではないか。
- ◇ ただし、携帯端末向けの新たな放送を広く国民に提供することが求められるという視点から、例えば、一定程度の無料放送を確保するための方策を検討すべきではないか。

<参考>

■ 現在の放送の仕組み

- ◆ 地上放送については、「有料放送」「無料放送」の別を含めて、国が放送普及基本計画を策定し、それに基づく放送の普及の実現を図っている。実際には、地上放送の「有料放送」はほとんどない。

(2) 事業規律

- ◇ 「マルチメディア放送」は、
 - ー 携帯端末向けの放送であり、主として携帯電話端末に対してサービスを提供することも考えられること、
 - ー 有料放送を前提とする放送であり、それを行う際には課金・認証プラットフォーム機能が必須であること、といった特徴を有している。

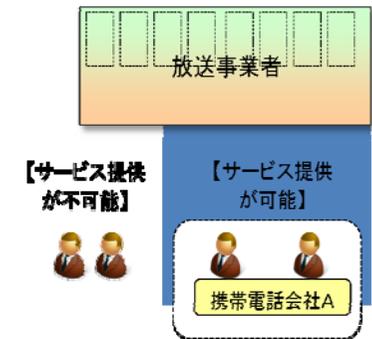
こうしたことを念頭において、「視聴者の利益保護」、「ソフト事業者間の公正な競争の確保」、「携帯電話事業者間の公正な競争の確保」のため、今後の携帯電話に係る市場構造の変化等も視野に入れつつ、必要と考えられる事業規律を以下のとおり検討した。

① 放送サービスの提供の在り方（「放送事業者→利用者」関係）

- ◇ マルチメディア放送は、携帯電話事業者の関係会社が事業参入することが想定されている。その場合にはサービスの提供に関して、次のようなことが懸念されるのではないか。

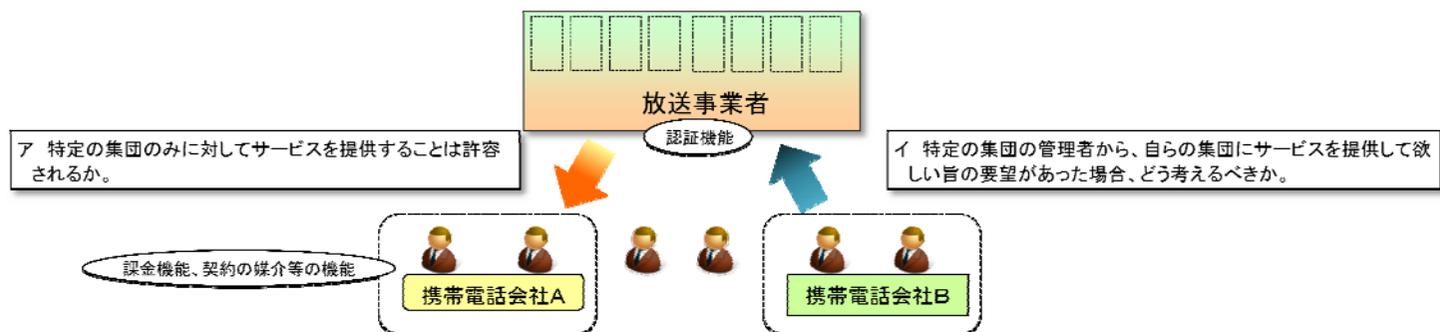
ア 有料放送の提供相手①

- ◇ 有料放送サービスの提供相手を、特定の携帯電話事業者の電話の利用者に限定すること（例えば、携帯電話会社Aの電話の利用者のみをサービス提供の相手方とすること）（＝特定の携帯電話事業者用のサービスとすること）が懸念されるのではないか。
- ◇ このため、自らが関与する携帯電話事業者の利用者（例えば、携帯電話事業者Aの利用者）以外の者（例えば、携帯電話事業者Bの利用者）からの利用の申し出を合理的な理由なく排除することのないようにすることが求められるのではないか。



イ 有料放送の提供相手②

- ◇ 有料放送事業者に対し、特定の携帯電話会社から、その利用者が当該有料放送を受けられるようにしてほしい旨の要望があった場合、それを受け入れないことが懸念されるのではないか。
- ◇ このため、こうした要望について、合理的な理由がない限り受け入れることとするとともに、その際には、携帯電話事業者ごとに差別的な扱いをすることは禁止されるようにすることが求められるのではないか。



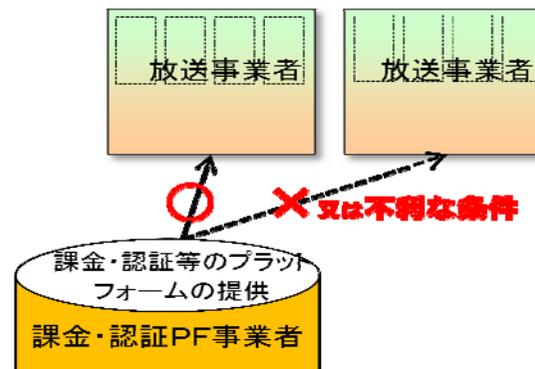
② 課金・認証等サービスの提供の在り方（「課金・認証事業者→放送事業者」関係）

- ◇ 課金・認証業務を行う事業者がその業務の提供先である放送事業者間で不公平な扱いを行うことが懸念されるのではないか。
- ◇ このため、課金・認証業務の提供について、公正な競争条件を確保することが求められるのではないか。

<参考>

■ 現在の放送の仕組み

- ◆ 現行の放送法では、有料放送の役務に関し、①契約の締結の媒介、取次又は代理を行うとともに（=契約の媒介等の機能）、②当該契約により設置された受信設備によらなければ当該有料放送の受信ができないようにすることをを行う業務（=認証機能）を、一定の数以上の有料放送事業者のために行う者に対しては、その業務の適正かつ確実な運営を確保するための規律が規定されている。



③ ハード事業者とソフト事業者の間の規律

- ◇ いわゆるハードソフト分離の制度を導入した場合、両当事者の間に何らの規律もしないと、ハード事業者からチャンネルを調達するソフト事業者がチャンネルの利用条件や料金等について不利な条件を強いられることが懸念されるのではないか。
- ◇ このため、ハード事業者との関係でソフト事業者間の公正な競争を確保するための措置を講ずることが必要ではないか。



<参考>

■ 現在の放送の仕組み

- ◆ 現行の放送法は、受委託制度（衛星放送に導入されている制度で、衛星を運用して委託放送事業者からの委託により放送をする者を「受託放送事業者」（＝ハード事業者）と、受託放送事業者に委託して放送させる者を「委託放送事業者」（＝ソフト事業者）とするもの）において、受託放送事業者は、委託放送事業者の委託により放送番組を放送する役務の提供条件について、
 - ・ あらかじめ提供条件を定めて、総務大臣に届け出る義務を課すとともに、
 - ・ 総務大臣は、その内容について、差別的取扱いをすること、責任に関する事項を明確にしていないうこと、不当な義務を課すものであること、に該当する場合には、変更命令ができることとされている。

(3) 利用者の保護

- ◇ 「マルチメディア放送」は、いわゆる融合的サービスであり、例えば携帯端末の画面に、番組規律のある「放送」と、規律のない「通信」がシームレスに表示されることとなるから、視聴者がこれまでは想定されなかった不利益を受ける可能性も否定できない。具体的には、例えば、「通信」として表示された事実でない内容を「放送」と勘違いして事実として受け止めてしまうこと、端末操作の過程で十分な認識がないまま有料サービスを利用してしまうこと等が考えられる。
- ◇ 「マルチメディア放送」の具体的なサービス内容等やこれに対する視聴者の利用方法等は現状では明らかでないこと等から、こうした視聴者の不利益が生じることのないよう、まずは関係の事業者が適切に対応することが求められるのではないか^(注)。

<参考>

■ ワンセグ放送における対応

- ◆ ワンセグについては、「放送サービス」と「通信サービス」が明確に切り分けされるよう、一定の自主的な規律が課されている。

■ 通信サービスの視聴者保護

- ◆ 電気通信事業者等は、国民の日常生活に係る電気通信役務の提供に関する契約の締結をしようとするときは、提供条件の概要について、その者に提供しなければならないこととされている。

(注) 例えば、あるボタンを押せば、現在視聴している番組が「〇〇放送局の番組（あるいは通信サービス）」であること等が分かるような仕組みとすることが考えられる。

(4) 端末の普及の施策

- ◇ マルチメディア放送を普及させるためには、「端末の普及」は不可欠であり、特に既に広く国民に普及している携帯電話に受信機能が付加されることは強く期待される。
- ◇ このため、「マルチメディア放送」、特に「地方ブロック向け放送」の事業者の選定に当たっては、端末について、事業者の普及への取り組みを促進することが必要ではないか。
- ◇ また端末の普及の観点からは「全国向け放送」か「地方ブロック向け放送」かを問わず、基本的には同一の技術方式を用いることが端末の普及に資するのではないか。(別紙2参照)

<参考>

■ 他国における参考事例

- ◆ 英国においてデジタルラジオを免許する際には、端末の普及に関する施策が審査項目とされていた。

第7章 技術方式の検討

1 前提とする技術方式

□ マルチメディア放送を実現する技術方式

◇ 新たに割り当てる周波数で実現する放送の技術方式としては、

- ① 周波数の利用効率がよく多チャンネルの確保が可能なデジタル方式であって、
- ② 「映像・音響・データ」「リアルタイム・ダウンロード」が可能な
放送方式であることが求められるのではないか。

◇ こうしたことが現在（又は将来において）可能であることを前提とすると、ISDB-T系、DVB-H、T-DMB及びMediaFLOの各方式ではないか。

2 基本的考え方

■ 技術方式の決定プロセス

◆ 実際に利用される放送の技術方式が最終的に決定するには、次のプロセスを経ることとなる。

① 国内規格の制度化の選定

⇒ 一の技術方式を制度化する場合と、複数の技術方式を制度化することが考えられる。

② 認定又は免許をする事業者の選定

⇒ ①の段階で一の技術方式を制度化した場合には、その技術方式のみが実際に利用されることとなる。

⇒ ①の段階で複数の技術方式を制度化した場合には、ア) そのうち一の技術方式が実際に利用される、イ) 複数の技術方式が実際に利用される、のいずれかとなる。

3 複数の技術方式で放送が提供されることの是非（詳細は別紙2参照）

4 マルチメディア放送の技術方式として適当なもの（詳細は別紙3参照）